

吉野町関係人口創出短期滞在支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づき、吉野町（以下「町」という）外に居住し、本町に対して関心を持ち、地域住民との交流や地域課題の解決に寄与する意欲のある者（以下「参加者」という。）に対し、宿泊費等の助成を行うことで通常の観光では体験できない地域との交流や体験を行うことができる「短期滞在プログラム」（以下「本事業」という。）を提供し、継続的な関係性の構築及び将来的な地域活性化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者は、町外に住所を有する18歳以上の学生（高校生は除く。）又は社会人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 心身共に健康で本町を応援する意欲があり、滞在を通じて地域住民との交流や地域作業の補助等を希望する者
- (2) 本事業の趣旨を理解し、滞在中に町が実施するアンケートへの回答又はSNS等での情報発信に協力できる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない者

(助成の対象経費及び額)

第3条 町が助成する経費の対象及び額は、下表のとおりとする。

科目	対象の経費	助成の額	その他
宿泊費	参加者が町内の指定宿泊施設に滞在する場合の宿泊費の一部	1人1泊あたり3,300円を上限とする。宿泊費の実費額が3,300円に満たない場合は、当該実費額を助成額とする。	1回の申請につき2泊3日までとする。
保険料	参加者の滞在中の事故等に備える傷害保険等の加入費	滞在期間の保険加入費実費相当分を助成する。	1回の申請につき3日間分を上限とする。

(案内人の配置と役割)

第4条 町は、参加者の滞在が充実したものとなるよう、案内人を配置する。

2 案内人は、次に掲げる地域と参加者を繋ぐ役割を担うものとする。

- (1) 事前面談を通じた、参加者の意向と地域のニーズの擦り合わせ
- (2) 地域住民やキーパーソン、活動団体への紹介および交流支援
- (3) 町独自の農作業、伝統行事の準備、地域活動へのお手伝い等のマッチング

(4) 滞在終了後における継続的な関係構築のフォローアップ
(滞在及び活動の基準)

第5条 本事業による滞在及び活動は、次の各号の基準を満たすものとする。

- (1) 滞在人数は1組2名までとする。
- (2) 滞在日本数は同一の期間において2泊3日までとする。
- (3) 滞在期間中、一日あたり概ね2時間以上の地域活動に従事する。
- (4) 滞在中もしくは滞在後、SNS等の情報発信媒体を活用し、本事業の様子や町の魅力等を発信する。

(参加の申請と事前面談)

第6条 本事業に参加しようとする者(以下「申請者」という)は、町が指定する専用申し込みフォームより、滞在を開始する日の14日前までに申請を行うものとする。

- 2 町は、前項の申請があったときは、案内人による事前面談(オンライン会議システム等を含む)を実施する。
- 3 前項の面談において、滞在の目的、地域での活動内容、受け入れ側の状況等を調整し、参加の適否を判断するものとする。

(参加決定および通知)

第7条 町長は、前条の面談結果に基づき、適当と認めたときは速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金等の支払い方法)

第8条 宿泊費に係る助成金の支払いは、原則として町が宿泊施設に対し直接支払うものとする。

- 2 参加者は、宿泊施設での精算に際し、宿泊費総額から第3条に規定する助成額を差し引いた金額を支払うものとする。
- 3 宿泊施設は、参加者の滞在終了後、所定の請求書により町に対し助成相当額を請求するものとする。
- 4 保険料については、町が第3条に規定する保険の契約者となり、保険会社等に対して直接支払うものとする。
- 5 参加者が負担すべき宿泊費の超過分について、滞在中に支払いがなされない場合、町はその責任を負わない。

(遵守事項)

第9条 参加者は、滞在期間中、地域住民との良好な関係構築に努めるとともに、公序良俗に反する行為又は営利・宗教・政治目的の活動を行ってはならない。

(免責事項)

第10条 滞在期間中又は地域作業へのお手伝い中に発生した事故、病気、紛失その他の損害について、町の責めに帰すべき事由がある場合を除き、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。